

# 静岡県試験研究調整会議設置要綱

## (設置)

第1条 本県の試験研究の総合的かつ計画的な推進に資するため、静岡県試験研究調整会議（以下「研究調整会議」という。）を設置する。

## (審議事項)

第2条 研究調整会議は、次の各号に掲げる事項について審議、検討する。

- (1) 県試験研究機関の試験研究の方針に関する事。
- (2) 県試験研究機関の試験研究の連携及び調整に関する事。
- (3) 県試験研究機関の研究機能や推進体制等の充実・強化に関する事。
- (4) 県試験研究機関が取り組む研究課題に関する事。
- (5) その他試験研究の総合的かつ計画的な推進に必要な事項。

## (組織)

第3条 研究調整会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 議長は、経済産業部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長が研究調整会議に出席できない場合は、経済産業部部長代理が議長の職務を代理する。
- 5 議長は、意見を聴くため、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (分野会)

第4条 研究調整会議に次の各号に掲げる分野会を置く。

- (1) 農業・畜産・農地分野会
  - (2) 森林・林業分野会
  - (3) 水産分野会
  - (4) 工業分野会
  - (5) 環境分野会
  - (6) 保健衛生・消費生活分野会
- 2 前項各号の分野会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 分野会は、新成長戦略研究を除き、県試験研究機関が実施する研究の方針、新規研究課題及び研究成果について協議する。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
- (1) 企業等との共同研究で、秘匿性の高い研究課題
  - (2) 競争的資金に応募する研究課題で、緊急に応募手続きを行う必要があるもの
  - (3) その他、事前協議を省略して、緊急に実施することが相当とみなされる研究課題
- 4 分野会は、当該分野会に所属する研究所から、研究成果の普及や技術移転の状況及び研究以外の事業の実績について報告を求めることができる。
- 5 第3項ただし書の研究課題は、報告できることとなった時点で速やかに分野会に報告する。
- 6 分野会長は分野会の協議結果を研究調整会議に報告する。
- 7 分野会長は、意見を聴くため、分野会員以外の者を会議に出席させることができる。

## (会議)

第5条 研究調整会議は必要に応じ議長が招集する。

## (事務局)

第6条 研究調整会議の事務を処理するため、事務局を経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか研究調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年5月31日から施行する。
- 2 静岡県試験研究調整委員会設置要綱（昭和61年5月27日制定）及び静岡県科学振興会議設置要綱（昭和62年3月26日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成5年4月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成6年9月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年9月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月28日から施行する。

附 則  
この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、平成29年7月6日から施行する。

附 則  
この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、平成30年4月27日から施行する。

附 則  
この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、令和3年12月1日から施行する。

附 則  
この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、令和5年8月17日から施行する。

附 則  
この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則  
この改正は、令和8年4月1日から施行する。

＝静岡県試験研究調整会議の構成員＝

〈別表1〉

研究調整会議	経済産業部長	農林水産統括部長
	経済産業部部長代理	経済産業部理事（農林水産イノベーション推進担当）
	経済産業部理事（新産業集積担当）	経済産業部理事（林業・森林保全担当）
	経済産業部参事（農業担当）	
	くらし・環境部環境局長	健康福祉部生活衛生局長
	経済産業部産業革新局長	経済産業部商工業局長
	経済産業部農業局長	経済産業部農地局長
	経済産業部森林・林業局長	経済産業部水産・海洋局長
	環境衛生科学研究所長	農林技術研究所長
	畜産技術研究所長	水産・海洋技術研究所長
	工業技術研究所長	

〈別表2〉分野会

農業・畜産・農地分野会	経済産業部農業局長（分野会長）	経済産業部農地局長（副分野会長）
	経済産業部農業局農業戦略課長	経済産業部農業局農業ビジネス課長
	経済産業部農業局食と農の振興課長	経済産業部農業局お茶振興課長
	経済産業部農業局農産振興課長	経済産業部農業局畜産振興課長
	経済産業部農地局農地計画課長	経済産業部農地局農地整備課長
	経済産業部農地局農地保全課長	経済産業部農地局農地調整課長
	経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課長	農林技術研究所長
	茶業研究センター長	果樹研究センター長
	伊豆農業研究センター長	畜産技術研究所長
	中小家畜研究センター長	
森林・林業分野会	経済産業部森林・林業局長（分野会長）	経済産業部森林・林業局森林計画課長
	経済産業部森林・林業局林業振興課長	経済産業部森林・林業局森林整備課長
	経済産業部森林・林業局森林保全課長	経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課長
	くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長	
	くらし・環境部環境局自然保護課長	
	農林技術研究所長	森林・林業研究センター長
水産分野会	経済産業部水産・海洋局長（分野会長）	経済産業部水産・海洋局水産振興課長
	経済産業部水産・海洋局水産資源課長	経済産業部産業革新局先端技術振興課長
	経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課長	水産・海洋技術研究所長

工業分野会	<p>経済産業部商工業局長（分野会長）          経済産業部商工業局商工振興課長          経済産業部産業革新局先端技術振興課長          経済産業部商工業局地域産業課長          工業技術研究所長          富士工業技術支援センター長</p>	<p>経済産業部産業革新局技監          経済産業部産業革新局新産業集積課長          経済産業部商工業局経営支援課長          経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課長          沼津工業技術支援センター長          浜松工業技術支援センター長</p>
環境分野会	<p>くらし・環境部環境局長（分野会長）          くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長          くらし・環境部環境局環境政策課長          くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長          くらし・環境部環境局水資源課長          くらし・環境部環境局盛土対策課          経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課長          環境衛生科学研究所副所長          環境衛生科学研究所大気水質部長</p>	<p>くらし・環境部環境局自然保護課長          くらし・環境部環境局生活環境課長          環境衛生科学研究所長          環境衛生科学研究所環境科学部長          環境衛生科学研究所総務企画課長</p>
保健衛生・消費生活分野会	<p>健康福祉部生活衛生局長（分野会長）          健康福祉部健康局健康政策課長          健康福祉部生活衛生局薬事課長          経済産業部産業革新局新産業集積課長          環境衛生科学研究所長          環境衛生科学研究所微生物部長          環境衛生科学研究所総務企画課長</p>	<p>健康福祉部医療局感染症対策課長          健康福祉部生活衛生局衛生課長          くらし・環境部県民生活局県民生活課長          経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課長          環境衛生科学研究所副所長          環境衛生科学研究所医薬食品部長</p>